

**CSDR 第38条(6)に基づく「CSD参加者のリスクに係る開示」 – HSBC証券会社東京支店****1. はじめに**

本書は、欧州経済地域（以下「EEA」）に所在する証券集中保管機関（以下「CSD」）において、HSBC証券会社東京支店（以下「当社」又は「HSBC」）がお客様のために直接保有する有価証券に関して、当社が提供する異なる水準の分別管理による保護の内容について開示すること（提供される各水準の分別管理に関する主たる法的影響についての説明及び適用される倒産法についての情報を含みます。）を目的としています。本開示は、EEAに所在するCSDに関する証券集中保管機関規則（以下「CSDR」）第38条(6)に基づいて、要求されるものです。当社が直接参加者（以下の用語集を参照）となっているCSDは、CSDRに基づき自ら開示義務を負っています。

本書は、当社のウェブサイトに掲載されているHSBCのCSDR第38条(6)に基づくCSD参加者のコストに係る開示と併せてお読みください。本書は、法的その他の助言を行うことを意図したのではなく、そのようなものとして依拠されるべきものではありません。本書で扱われている事項について何らかの助言が必要な場合は、お客様ご自身で法的助言をお求めください。

本書は随時更新される可能性があり、最新版はHSBCグループのウェブサイト <https://www.gbm.hsbc.com/financial-regulation/market-structure/csd/account-segregation> で公開されます。本書の最新版をHSBCグループのウェブサイトでご確認くださいようお願いいたします。本書の最新バージョンは、いかなる以前のバージョンよりも優先されます。

また、本書に含まれる開示は情報提供のみを目的としており、お客様と当社との間の契約の一部を構成するものではありません。

**2. 背景**

当社は、当社の帳簿及び記録において、分別されたお客様の口座においてお客様のために保有している有価証券について個々のお客様の権利を記録しています。また、当社の名義でCSDに口座を開設し、そこのお客様の有価証券を保有しています。現在、当社では、CSDにおいて、個別顧客分別管理口座（以下「ISA」）及び共同顧客分別管理口座（以下「OSA」）の2種類の口座を提供いたします。

ISAは、単独のお客様の有価証券を保有するために使用されることから、当該お客様の有価証券は、他のお客様の有価証券や当社の自己勘定の有価証券と分別して保有されます。

OSAは、複数のお客様の有価証券をまとめて保有するために使用されます。ただし、当社の自己勘定の有価証券は、OSAでは保有されません。

### 3. 分別管理の水準に関する主たる法的影響

#### **倒産**

適用される倒産法に従い、当社がお客様のために CSD にて直接保有する有価証券へのお客様の法的権利は、これらの有価証券が ISA 又は OSA のいずれの口座で保有されている場合であっても、当社の倒産による影響を受けることはありません。倒産にあたって実際に行われる有価証券の分配は、様々な要因に左右されますが、そのうち主要な要因について、以下にご説明します。

#### *当社の法域における倒産法の適用*

当社が倒産した場合、倒産手続は、当社の法域における倒産法に準拠して、当社の法域において行われます。該当する現地の倒産法に基づき、当社がお客様のために保有している有価証券は、かかる有価証券が依然としてお客様の財産であることを条件としますが、倒産にあたって債権者に分配される当社の資産を構成するものではありません。むしろ、これらの有価証券は、お客様それぞれの有価証券に対する権利に基づき、お客様に引き渡されます。

したがって、当社がお客様のために有価証券を保管しており、これらの有価証券が当社の自己勘定の有価証券ではなく、お客様それぞれの財産であると考えられる場合には、当社の倒産又は破綻処理に際して保護されることとなります。これは、有価証券が ISA 又は OSA のどちらで保有されている場合にも該当します。

#### *お客様の持分の性質*

お客様の有価証券は、該当する CSD に HSBC 又は HSBC が指名する会社（いずれか該当する方）の名義で登録されていますが、当社はこれらの有価証券をお客様のために保有しており、法律上、お客様が当該有価証券の権利を有しているとみなされます。

これは、ISA 及び OSA のいずれの場合にも該当します。しかしながら、ISA と OSA におけるお客様の持分の性質は異なります。ISA の場合には、それぞれのお客様は、ISA で保有されている全ての有価証券に対する権利を有しているものとみなされます。OSA の場合、一つの口座で有価証券がまとめて保有されているため、通常、お客様は、当該口座に保有されている全ての有価証券に対して、それぞれのお客様の有価証券の保有割合に応じて、持分を有していると考えられます。

適用される現地の法令に従い、当社の帳簿及び記録は、当社のお客様の有価証券に対する権利・持分の証明資料となります。かかる証明資料に依拠できることは、倒産時に特に重要となります。ISA 又は OSA の場合、現地の倒産法制に従って任命される管理人は、証券口座から有価証券をリリースする前に、すべての証券口座に関する帳簿と記録の完全な照合確認を行うことを要求することができます。

当社は専門性を有するカストディアンとして、正確な帳簿と記録を維持し、当社の記録と口座を保有している CSD の記録とを照合します。また当社は、これらの規則の遵守に関して定期的な監査も受けております。

#### **不足**

当社がお客様に引渡義務を負っている有価証券の数と比べて、当社がお客様のために ISA 又は OSA のいずれかに保有している有価証券の数に不足が生じた場合には、当社の倒産にあたりお客様が返還を受けることのできる（不足が生じた有価証券の種類の）有価証券が減少してしまうおそれがあります。

### 不足はどのようにして生じるのか

不足は、事務的なミス、同日中の変動又は再使用権行使後の相手方のデフォルト等、様々な理由によって生じる可能性があります。ただし、**OSA** で保有されている有価証券であっても、他のお客様の有価証券を同日中の決済のために利用したり、借り入れたりすることを許可しておりません。この運用を可能にするシステムとコントロールは、該当するお客様が当社において保有する有価証券が、かかる決済を実行するためには不十分である結果として不足が生じる可能性を低減します。この点において、当社は、**OSA** 及び **ISA** に提供される保護が実質的に異なるものではないと考えています。口座内の有価証券が不足する場合には当社は決済できないため、このアプローチには、決済を実施できないリスクが増加する影響があり、これにより、パイ・イン費用やペナルティを追加的に負担する可能性や、決済に遅れが生じる可能性が生じます。

### 不足分の取扱い

**ISA** の場合には、当該 **ISA** のいかなる不足分も、当社が保有している当該口座のお客様に帰属するものであり、当社が有価証券を保有している他のお客様との間で共有されることはありません。同様に、お客様は、当社が他のお客様のために保有している口座についての不足分のリスクを負担することはありません。

**OSA** の場合には、不足分は、当該 **OSA** において保有される有価証券に対する持分を有するお客様の間で配分されます（詳細は以下をご参照ください。）。したがって、あるお客様に全く関係のない状況で有価証券が失われた場合であっても、当該お客様はかかる不足分を負担する可能性があります。

ただし、不足が生じるリスクは、ある特定の状況においては当社の顧客資産方針に基づき、どのように特定されるものであれ、有価証券が保有されている **CSD** の記録と当社の記録を照合する過程の間も含み、不足を補填するために当社自身の現金又は有価証券を確保しておく義務を負う結果として、軽減されることとなります。

当社の過失により、不足が生じ、かつ、これが当社の法域において適用される顧客資産規則及び/又は当社の顧客資産方針に従って補填されなかった場合、お客様は、お客様と当社との間の関連保管契約に従うことを条件として、被った一切の損失について当社に対して請求することができます。当社が不足分を補填する前に倒産した場合には、当該請求に関してお客様に支払うべき金額に関し、お客様は一般無担保債権者に位置付けられます。したがって、お客様は、請求金額の全部又は一部を回収できないリスクを含め、当社の倒産リスクを負います。

有価証券が **ISA** に保有されている場合、損失は全て、当社が保有している該当する口座をお客様が負担することとなります。有価証券が **OSA** に保有されている場合、当該口座に持分を有するお客様の間で、損失を負担することとなります。

**OSA** に関し、お客様による不足分の負担を計算するため、当該口座に保有されている有価証券に対するお客様それぞれの権利を、当社の帳簿及び記録に基づき、法律上及び事実上、確定する必要があります。**OSA** に保有されている特定の有価証券についての不足分は、当該口座で当該有価証券に対して持分を有する全てのお客様の間で分配されます。この分配は、**OSA** の当該有価証券に対して持分を有するお客様の間で按分比例して行われる可能性が高いものの、場合によっては、**OSA** にある特定の有価証券の不足分は、特定のお客様に配分されるべきであるとの議論がされる可能性もあります。そのため、各お客様の権利を確定するプロセスには、多大な時間を要することもあります。これによって、有価証券の返還に遅れが生じ、倒産の際にお客様が実際に有する権利に関し、当初不確実さを生じさせる可能性があります。

ります。お客様の権利の確定は、訴訟費用の発生につながることもあり、訴訟費用は、お客様の有価証券から支払われることがあります。

### **担保権**

#### *第三者に付与された担保権*

お客様の有価証券に対して設定される担保権は、ISA の場合と OSA の場合で異なる結果をもたらす可能性があります。

OSA で保有されている有価証券に対するお客様の持分に対し、お客様が担保権を設定していると主張し、かかる担保権の主張が、当該口座を保有している CSD に対してなされる場合には、担保権を設定していないお客様を含め、当該口座に有価証券を保有する全てのお客様に対する有価証券の返還が遅れ、口座に不足が生じる可能性があります。しかし、実務上は、お客様の有価証券に対する担保権者は、該当する CSD ではなく当社に通知を行うことにより当該有価証券について対抗要件を具備したうえで、当該担保権者が関係を有さない CSD に対してではなく、当社に対して当該担保権の実行を求めることが想定されます。

#### *CSD に付与された担保権*

CSD がお客様のために保有している有価証券に対する担保権の利益を享受することができる場合、当社が CSD に対する義務を履行できず担保権が行使されたときには、お客様に対する有価証券の返還が遅れ（また、不足が生じ）る可能性があります。これは、有価証券が、ISA 又は OSA のどちらに保有されている場合にも該当します。しかし、実務上は、CSD は、当社の義務を履行させるために、まず当社の自己勘定で保有されている有価証券に対して請求を行い、お客様の口座にある有価証券を使用するのは、その後に限られると考えています。また、CSD はその保有するお客様の口座すべてに対し、按分比例で担保権を行使すると考えられます。さらに、現地の規制が、お客様の口座に保有されている有価証券に対して当社が担保権を付与する状況を、制限します。

## **4. CSD の開示**

本項では、本書の日付時点で当社が直接参加者となっている該当する CSD のウェブサイトのリンクを記載いたします。当社は、該当する CSD が、**CSDR 第 38 条**に関して自ら開示を行うものと見込んでいます。これらのウェブサイト上での開示は、該当する CSD によって提供されます。当社は開示について調査又はデューディリジェンスを行っておらず、お客様は自らのリスクにおいて CSD の開示に依拠するものとします。

Euroclear Bank SA/NV	ホームページ： <a href="https://www.euroclear.com/en.html">https://www.euroclear.com/en.html</a>
----------------------	--

## **5. 用語集**

**証券集中保管機関**又は **CSD** とは、券面を発行しない有価証券に対する法的権利を記録し、**CSDR** のために、当該有価証券の取引決済のためのシステムを運営する機関を意味します。

**証券集中保管機関規則**又は **CSDR** とは、証券集中保管機関及びそれらの参加者に適用される規則を定めた EU 規則 2014 年第 909 号を意味します。

**直接参加者**とは、CSD の口座において有価証券を保有し、CSD 内において発生する証券取引



決済について責任を負う事業体を意味します。直接参加者は、間接参加者（直接参加者を指名して、自身のために CSD において有価証券を保有させる、グローバル・カストディアンなどの事業体）とは区別されます。

**EEA** とは、欧州経済地域を意味します。

## 6. 免責事項

本書は、HSBC（本書において定義されます。）が発行するものです。本書は、HSBC が信頼に足ると判断する情報源から入手した情報に基づき作成していますが、その情報について独自に検証を行っておりません。ただし、本書の情報の一部は、特定の規制、規則及び法律に関連する場合がありますが、これらは検証されていない可能性があり、変更される可能性があります。詐欺的な不実表示の場合を除き、本書の使用から生じる直接的、間接的又は結果的な損失に対する責任は一切認められません。お客様は、本書に記載されている商品、投資及び取引について独自の評価及び調査を行う単独の責任を負い、本書に記載されている情報について、投資その他の助言を構成するものとして依拠しないものとします。HSBC 及びその関係会社は、お客様に対し法律、税務その他の専門的な助言を提供する責任を負いませんので、お客様は本書に関してそれぞれに手配されるか、又は独立した専門的な助言を求める必要があります。本書に別途記載される場合を除き、本書の発行及び本書の内容は、有価証券、商品その他の投資商品の購入若しくは販売の提案若しくは勧誘、又は投資契約その他の契約、合意若しくはストラクチャーを締結する旨のお客様に対する助言を構成するものではありません。本書は、適用法により義務付けられるとおり、HSBC の既存のお客様により利用されることを意図しています。この文書は、全体を配布することを意図しています。HSBC 又は関係会社の事前の同意を得ることなく、本書の全部又は一部を複製することを禁止します。